

共同親権

● ● ● 「パパかママか」から「パパもママも」へ

共同親権を目指すすべての仲間たちへ

2008年、子どもに会えない私たちは声を挙げた。親の別れに伴い、自分が子どもと引き離されているのは、社会の問題であると法改正を訴えた。一方の親だけを子育ての主体とする単独親権制度は、親子の引き離しと子どもの連れ去りを生じさせていた。

単独親権制度と親子関係を軽視する法制度を放置してきたつけは、子どもを先に確保すれば親権をとれる、というルールを世間に周知させた。それを知っていながら肯定し、悪用する法曹関係者のモラルの荒廃を生み出した。親による子の拉致の放置、でっち上げDV、親の同意を得ない代諾養子縁組、強制力のない親子交流……無法が放置されている。

この状況は10年間基本的に変わっていない。他人なら我が子にいつでも会える、しかし親であるからこそ子どもと引き離される。これは差別だ。単独親権から共同親権へ。私たちが求めているのは子どもの親として対等な権利だ。単なる制度の変更ではなく、それを可能とする社会を実現するために共同親権運動を進めてきた。

「男は金を稼ぎ、女は家庭を守る。別れても男は金を納めて、女が子どもを育てる。子どもに会えない、引き取れないのは何か問題があるからだ。親の役割を果たせなかったんだからしかたない」

こういった考えが、子どもに会いたい親たちを傷つけ、親が別れた子どもに親の愛情を諦めさせ、親子の引き離しを正当化してきた。離婚や非婚・未婚といった多様な家族のあり方が戸籍の形に当てはまらないとき、親権がないことを理由に一律の家族の形から片親を排除する、単独親権制度はそのために機能してきた。

「子どもにとって離婚とは家が二つになること」

養育の責任は双方の親にある。優先すべきは伝統よりも、子育ての機会均等＝男女平等だ。子どもから見ると2人の親に順番をつけることはできないし、子育ては親の権利だ。

私たちは差別の根拠となる制度の変革を実現し、親の権利を回復し、親子双方の関係が心が通いあえるものであるように、援助の手を差し伸べる。その障害となる単独親権制度をこれ以上容認できない。法を私たちの手に取り戻すため、私たちは国家賠償請求訴訟に踏み切った。

親権のない親に人権を。すべての親子に心が通う結びつきを。そして共同親権運動に結集を。

(2019年7月9日 呼びかけ 宗像充)

共同親権運動・国家賠償請求訴訟を進める会 会報準備号

〒399-3502 長野県下伊那郡大鹿村大河原2208

メール contact@kyodosinken.com TEL/FAX 0265-39-2116

<郵便振込> 00590-3-103695 加入者名: 共同親権運動

<他行からの送金の場合>

【店名】〇五九(読み ゼロゴキウ)店(059) 当座【口座番号】0103695

*郵便番号・住所・氏名・連絡先のお知らせと、年会費3000円の振り込みをもって入会となります。

銀行口座に入金の際は住所が明示されません。上記連絡先にお名前、郵便番号、住所をお知らせ下さい。

国家賠償請求訴訟の狙い～「進める会」にご入会ください。

当事者の利益になる民法改正を目指すことです。これからはじまろうとする民法改正の議論にあたり、改正そのものが目的になっては意味がありません。立法不作為を問い、大衆的な議論を活性化させるとともに、当事者の抱える権利侵害について、具体的に解決に至るための論点を提示し、訴訟を武器に世論に訴えかけたいと思います。「共同親権は平等親権」 k ネットでは、単独親権という制度の問題で、親権のない親が無権利状態になることについて、不平等の格差是正を掲げていました。また、子どもの権利や子どもの福祉という言葉だけが先行しても、逆に子どもに親を選ばせる実態が定着しています。親が親であることを主張できなくて、親との関係で子どもが子どもの権利を主張することは本質的にできるのでしょうか。児童虐待による親権の制約の議論が先行して法整備され、一方で制約の対象となる親の権利の内実がはっきりしていないため、親に対する人権侵害が無制限に許容されています。むしろ親権の有無にかかわらず、「親の権利は固有のもの」ということを、この訴訟を通じて確立したいと思います。親として引き離された子どもに何を伝えたいかと聞かれれば、「あなたの問題は社会の問題」というメッセージを私たちは選びます。「進める会」へのご入会をあらためてお願いします（同封の振込用紙を利用ください）。訴訟をとともに進めるとともに、私たちも相互支援の輪を広げていきます。

【共同親権運動規約】

1. 当団体の名称と所在地

この団体の名称を「共同親権運動・国家賠償請求訴訟を進める会」とする。この団体の事務所は、〒399-3502 長野県下伊那郡大鹿村大河原 2208 に置く。

2. 目的

この団体は、以下を目的として活動する運動体である。

- ①単独親権制度を撤廃するための国家賠償請求訴訟。
- ②別居親子の原則交流と子どもの成長へのかかわりについて、実質的な親どうしの平等が確保されるための法整備、社会制度づくり。
- ③別居親子の権利を擁護し、正当な理由なく引き離された親子が適切な形で再会し、情緒豊かな関係を持ち続けられるための情報提供。相互支援、援助。

3. 活動

当団体の目的に照らし、必要と認められた活動を共同親権運動と呼び、そのために必要な活動を行なう。

4. 活動期間

国家賠償請求訴訟の終了時に活動を総括し、速やかに解散する。運動や運動体の継続はその時点で決める。

5. 運営

(1) 運営委員会

会員の中から選出し、会務を分担する運営委員による運営委員会を置き、団体の運営を行なう。

運営委員からなる定例の運営委員会は、活動方針に関する事項を討議、決定する。運営委員会は原則として長野県内で開催する。

定例の運営委員会には会員が傍聴、発言できる。

運営委員会の決定により、会員の中から運営委員を随時選任することができる。

(2) 代表

特定の目的について代表を置くことができる。ただし、定められた目的以外のことに关しては団体を代表しない。

6. 会員

(1) 入会

会の趣旨に賛同し、年会費を払うことで入会することができる。

ただし、運営委員会が不適当と認めた者は入会を拒むことができる。

年度途中で退会しても会費は返還しない。

(2) 会員資格

当会は個人会員からなる。別居親とその家族、及び団体の趣旨に賛同する者を会員とする。

7. 禁止事項

会員は、次の各号に該当する行為を禁止する。

①当会員を差別もしくは誹謗中傷し、または当会員の名誉もしくは信用を毀損する行為。

②その他、当団体の活動を妨害し、当団体の信用を毀損する行為。

8. 除名及び資格停止

7に該当する禁止事項を行った者は、運営委員会の決定により、除名または権利停止する。その際、本人やその代理人による釈明の機会を認める。

9. 会費ほか

(1) 会費・寄付金

この団体の運営および活動に必要な費用は、会費・寄付金により賄う。

年会費の額は運営委員会で定める。ただし、経済的な事情により支払いが困難な場合はこの限りではない。

繰越金については、運営委員会にて管理・報告を行い、使途については当団体の目的に照らし適切に使用するものとする。会計は定期的に会計報告をする。

(2) 会計年度

この会の会計年度は、4月1日から3月31日とする。

10. 規約の変更

この規約は運営委員会の決定で変更できる。ただし、2及び4については変更できない。

11. 設立年月日
2019年5月18日をもって設立日とする。

